

平成28年度
社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針

今日の地域福祉をめぐる様相は、少子高齢化の進行や住民における働き方などの生活様式の変化に伴って地域社会や家庭像も大きく変容し、さらには経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、ひきこもりや認知症患者など社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得に対する問題など依然潜在化された地域の生活課題は多く見受けられています。

このような中、社会福祉協議会は社会福祉法第109条に規定されるよう住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織体として、これらの各種課題に対する解決や予防策に向け取り組む必要性が益々増加していることも事実であります。

これらを背景に坂東市社会福祉協議会では平成28年3月、第2次坂東市地域福祉活動計画が策定され、行政計画である坂東市地域福祉計画（第2期）との整合性を保持しながら、両計画の基本理念『みんなで創ろう、安心して心豊かに暮らせるまち』の実現に向け、平成28年度もより一層計画的且つ柔軟な運営を目指しております。

また、平成28年度は坂東市社会福祉協議会合併10周年記念にあたる節目として、公益性と非営利性を兼ね備えた社会福祉協議会としての存在意義を、住民の皆さまや行政・社会福祉関係団体の皆さま方と共鳴できるよう各種事業運営などに反映していくことを念頭におき、さらなる地域福祉活動の効果的拡充を推進していきます。

2. 重点目標

社会福祉協議会は、地域福祉の担い手としての福祉サービスの充実や、住民参加による福祉活動の取り組みを重視する中、時代の要請に応じられるサービスの安定的な提供を行うため、下記の項目を重点目標に掲げます。

1. 地域福祉活動計画に基づく画期的事業の展開

社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画の重点施策（福祉教育協力校推進・ボランティアセンター事業・サロン事業・健康介護予防事業・障がい者事業・子育てサポーター事業・法人基盤強化）を展開し、幅広く市民の皆さまが参画できる福祉活動を推進していきます。

2. 関係諸団体などとの連携推進

各行政機関や福祉関係機関・団体などとの緊密な連携を図るとともに、支部長連絡会を中核とした小地域ネットワークづくりとして支部事業のさらなる推進も充実してまいります。

3. 広報活動及び啓発活動の充実

社会福祉協議会ホームページの運営、社会福祉協議会だより「BANDO」の定期発行、声の社協だよりの活用、各種事業向けの啓発活動や市広報紙の活用などを実施してまいります。

4. 効果的事業の展開

社会福祉協議会の事業運営は、法人運営・管理、地域福祉事業、受託事業、介護保険関連事業、障がい者総合支援関連事業、指定管理者制度事業、収益事業の7分野において、基本サービスを活かしつつ住民の自立を促せる事業展開を推進してまいります。